

議第 6 3 号 専決処分の承認について

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、これに併せて地方税法施行令（昭和 2 5 年政令第 2 4 5 号）についても一部改正が行われました（令和 2 年 3 月 31 日公布）。

これらの法令の一部改正を受け、呉市税条例（昭和 2 5 年呉市条例第 3 3 号）及び呉市都市計画税条例（昭和 3 2 年呉市条例第 3 号）を改正し、令和 2 年 4 月 1 日に施行する必要がありましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、これらの条例の一部改正について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により、その承認を求めるものです。

2 改正の内容

(1) 個人の住民税

ア 単身児童扶養者である旨の申告義務の廃止等

平成 3 1 年度税制改正により、「未婚のひとり親」については、これまでどおり所得控除の対象には含めないものの、そのうち児童扶養手当を受給している者を「単身児童扶養者」と定義し、前年の合計所得が 1 3 5 万円以下である場合には、令和 3 年度以降の個人の市民税を非課税とする措置を講じることが決定されてきました。

しかしながら、令和 2 年度の税制改正において、当該決定内容が撤回され、婚姻歴の有無にかかわらず、「ひとり親」については、総じて非課税措置及び所得控除の対象とする取扱いに変更されました。

そのため、令和 2 年 4 月 1 日に、「単身児童扶養者」という用語が法文から削除されるとともに、この者が給与所得者又は公的年金等受給者である場合の当該申告義務が廃止されることを受け、「扶養親族等申告書」という法令用語が「扶養親族申告書」に改められたことから、当該規定の整理を行いました。

なお、上記の非課税措置及び所得控除の対象に関する改正は、同日に施行しなければならない事項ではないため、当該改正案を 6 月定例会に提出する予定です。

イ 課税特例の延長

(ア) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例（※ 1）について、適用期限を令和 3 年度から令和 6 年度まで 3 年間延長しました。

(イ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例（※ 2）について、適用期限を令和 2 年度から令和 5 年度まで 3 年間延長しました。

※ 1 家畜市場において 1 0 0 万円未満で売却されるものなど、一定の肉用牛売却所得について免税とするもの

※ 2 課税長期譲渡所得 2, 0 0 0 万円以下の部分について税率を軽減（本則 3 パーセント、特例 2. 4 パーセント）するもの

(2) 固定資産税・都市計画税

ア 使用者を所有者とみなす制度の拡大

「所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応」として、現行の制

度上、所有者が不明のため固定資産税を賦課することができていない土地又は家屋について、調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合において、現に使用している者がいるときは、当該使用者にあらかじめ通知した上で、当該使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとなりました。これまで、当該取扱いは、震災等の事由による所有者不明の場合に限り適用することができました。

また、「所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応」のもう一つの柱として、「現に所有している者（通常は相続人）の氏名、住所等の必要な事項についての条例による申告の義務化」がありますが、当該義務化に係る改正案については、6月定例会に提出する予定です。

イ 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の見直し

地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」といいます。）における「わがまち特例」関連条項の改正（次の表に示す改正：課税標準の特例措置を適用する施設等に関連する条項の削除若しくは追加又は当該特例措置に係る適用期限の延長）に伴い、次のとおり規定を整備しました。

- (ア) 法改正により対象施設等の条項が削除されたもの
 条例においても同様に、該当条項を削除しました。
- (イ) 法改正により対象施設等の条項が追加されたもの
 今回の法改正により特例対象に追加された施設等は、本市には該当がないため、条項の追加はありません。
- (ウ) 法改正により特例措置の適用期限が延長されたもの
 （本市において参酌基準の値を採用している特例対象施設等については、この度の法改正によって、(ア)に掲げるものを除き、全て適用期限が延長されています。）
- a 参酌基準の値に変更がないもの
 従前どおりの参酌基準の値を適用しました。
- b 参酌基準の値が変更（縮減）されているもの
 これまでどおり参酌基準の値を採用することとし、当該変更後の率を適用しました。

対象施設等	法に規定する特例割合の基準	特例率	法改正の内容	法附則第15条の項号等の番号	
水質汚濁防止施設	2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下	2分の1	2年延長	第2項第1号	
大気汚染防止施設	2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下	2分の1	条項削除	旧：第2項第2号	
下水道除外施設	4分の3を参酌して、3分の2以上6分の5以下	4分の3	2年延長	旧：第2項第6号 新：第2項第5号	
再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電	出力1,000キロワット未満のもの	3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下	3分の2	2年延長 旧：第33項第1号イ 新：第30項第1号イ
	電設備	上記に掲げるものを除いたもの	4分の3を参酌して、12分の7以上12分の11以下	4分の3	2年延長 旧：第33項第2号イ 新：第30項第2号イ
	風力発電	出力20キロワット以上のもの	3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下	3分の2	2年延長 旧：第33項第1号ロ 新：第30項第1号ロ

設備	上記に掲げるものを除いたもの	4分の3を参酌して、12分の7以上12分の11以下	4分の3	2年延長	旧：第33項第2号ロ 新：第30項第2号ロ
水力発電設備	出力5,000キロワット以上のもの	3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下	3分の2	2年延長及び特例割合基準の変更 (4分の3を参酌して、12分の7以上12分の1以下)	旧：第33項第1号ハ 新：第30項第2号ハ
	上記に掲げるものを除いたもの	2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下	2分の1	2年延長	旧：第33項第3号イ 新：第30項第3号イ
地熱発電設備	出力1,000キロワット未満のもの	3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下	3分の2	2年延長	旧：第33項第1号ニ 新：第30項第1号ハ
	上記に掲げるものを除いたもの	2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下	2分の1	2年延長	旧：第33項第3号ロ 新：第30項第3号ロ
バイオマス発電設備	出力10,000キロワット以上20,000キロワット未満のもの	3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下	3分の2	2年延長	旧：第33項第1号ホ 新：第30項第1号ニ
	出力10,000キロワット未満のもの	2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下	2分の1	2年延長	旧：第33項第3号ハ 新：第30項第3号ハ
地下街等浸水防止用設備	3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下	3分の2	3年延長	旧：第38項 新：第34項	
認定誘導事業者取得公共施設等用資産	5分の4を参酌して、10分の7以上10分の9以下	5分の4	条項削除	旧：第40項	

(3) 市たばこ税

課税免除に係る申請手続の簡素化

卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる次の製造たばこの売渡し又は消費等をする場合、申告書等の所定の書類を提出することにより、当該製造たばこに係る市たばこ税が免除されることとされています。

ア 輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者への売渡し

イ 外国との間を行き来する船舶又は航空機に船用品、機用品として積み込むための売渡し

ウ 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染したものの廃棄

エ 既に市たばこ税を課されたものの売渡し、消費等

これまでは、いずれの売渡し又は消費等においても、課税免除の適用を受けようとする場合には、所定の申告書に「課税免除事由に該当することを証するに足りる書類」を添えて提出する必要がありましたが、今後、上記ア又はイに

掲げる売渡しの場合には，当該添付書類を提出することなく，保存しておけばよいこととされました。

(4) その他

法令改正による引用条項の移動等に伴い，関係規定の整理等を行いました。

3 施行期日

令和2年4月1日